

グループホームはるが丘 重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 楽晴会
法人の所在地	〒033-0041 青森県三沢市大町2丁目6番地27号
関連施設	養護老人ホーム・介護老人福祉施設・他
代表者氏名	理事長 齊藤 淳
電話番号	0176-53-3550
法人創立月日	昭和42年12月27日

2. 指定グループホームサービスの施設長

施設の名称	グループホームはるが丘		
施設の所在地	〒033-0071 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-54		
管理者名	金田一 文子	所長	金田一 文子
所長の資格	認知症介護実践者研修修了 認知症対応型サービス事業管理者研修終了 介護福祉士・社会福祉主事 介護支援専門員		
電話番号	0176-50-2162	FAX 番号	0176-50-2163
施設創立月日	平成12年10月30日		

3. 事業者があわせて実施する事業

事業の種類	事業内容	県知事の事業者指定	利用定数	事業所の名称
老人福祉施設	養護老人ホーム	厚生労働大臣の認可	70名	晴ヶ丘老人ホーム
介護保険事業	指定認知症対応型共同生活介護	平成12年10月30日 番号 0272500786	9名	グループホーム はるが丘
	指定通所介護事業	平成12年10月30日 番号 0272500778	25名	はるが丘デイサービスセンター

4. 事業の目的と運営方法

<事業の目的>

この事業所が行う認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話、および機能訓練を行うことにより、お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

<運営の方針>

- ①認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、お客様の自立支援と充実した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- ②認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、お客様又はそのご家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明する。
- ③認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行い、当該お客様または他のお客様等の身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、お客様の行動を制限する行為を行わない。

5. 設備の概要

建物	構造	木造 平屋建
	延面積	330㎡
	居室数	9室
	入居定員	9名
利用居室	トイレつき	13.66㎡ 約8畳 3室
	トイレつきなし	13.66㎡ 約8畳 6室
主な設備	食堂	29.81㎡
	リビング	42.54㎡
	台所	9.94㎡
	浴室	8.82㎡(脱衣所・洗面所含む)
	洗濯室	6.62㎡
	トイレ	3か所
	事務室	12.24㎡

6. 職員体制 (令和8年4月1日現在)

職 名	資 格	常勤	合計
管理者	介護福祉士 社会福祉主事	兼1名	兼1名
計画作成担当者	介護福祉士・ 介護支援専門員	兼1名	兼1名
介護職員		6名	6名

7. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者 計画作成担当者 介護従事者	早番 (7:30~16:30)
	早番 (7:30~17:00)
	日勤 (9:00~18:00)
	遅番 (9:30~18:30)
	遅番 (9:30~19:00)
	夜勤 (16:30~9:30)

8. サービス内容

種 類	内 容
介護計画の立案	* 適切なアセスメントを行い、本人・家族(代理人)が望む生活が実現できるよう介護計画作成を行います。
食 事	* 朝食 7:30～ 9:30 昼食 11:30～13:30 夕食 17:00～19:00 * 栄養士が必要な栄養量とお客様の嗜好を反映した献立を作成します。
排 泄	* 状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。
入 浴	* お風呂のときは、洗いや、その他の活動を手伝います。 * 衛生上必要な場合、またはご希望によって毎日入浴が可能です。
生活介護	* 一人ひとりの生活リズムに合わせた支援を行います。 * 毎日の健康観察を行います。 * 尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。 * 衛生管理として、清潔な寝具を提供します。
アクティビティ	* 日常生活のアクティビティ 利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備や片づけ、洗濯、掃除等を一緒に行ったり、自宅で行ってきたことを続けることにより、役割やいきがい、楽しみをもって生活を送ることを支援します。 * 回想法的アクティビティ リビングでお客様の時代に関するお話、歌、お手玉などのゲームなどを通して、思い出、過去の出来事の確認など、回想法的な活動(アクティビティ)をします。 * 行事・イベント 季節にちなんだ行事や散策、誕生会を実施します。 地域住民とも交流が持てるように支援します。
生活相談	* 日常生活に関して、ご相談に応じます。
健 康 管 理	* 主治医又は協力病院の医師の指示に基づき支援いたします。 * 当グループホームの協力医は以下の通りです。 外科医鳴海外科医院 内科医中山医院 眼科医福田眼科 精神科医聖心会病院 歯科医小松ヶ丘歯科医院 * 緊急の場合、三沢市立三沢病院等に移送することがあります。

9. 入居にあたっての留意事項

種 類	内 容
面 会	* 面会時間 午前 9:00～午後 6:00 * インフルエンザ等の感染症流行時は、面会時間、方法についてご配慮頂く場合があります。
外 出 ・ 外 泊	* 外出・外泊される場合は事前に申し出ください。

金 銭、貴 重 品 の 管 理	* 現金、貴重品を所持する場合は事前に確認させていただきます。 * 希望される方は金銭保管サービスをご利用いただけます。
病 院 受 診	* 病院受診及び入退院はご家族の付き添いによることを原則とします。事情により付き添いがない場合は当施設で対応致しますが、その場合タクシーを利用させていただきます。但し、六戸町・三沢市内の受診に限ります。
クラブ利用サービス	* 今後ボランティアなどができる場合もございます。その場合には実費で利用する事があります。
健康上の予防接種など	* 集団での予防上、インフルエンザなどの予防接種のご協力をお願い申し上げます。

※外出支援の要請があった場合には外出支援サービス費を別途頂きます。

10. 利 用 料

(1) 法定給付

介護保険の内、1割の金額を自己負担金額としてお支払いいただきます。

但し、収入によっては2割～3割の金額を自己負担金額としてお支払いいただきます。

負担割合は市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づきます。

認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

適用	負担額(月額)
要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

認知症対応型短期利用共同生活介護費（Ⅰ）

要介護 1	793円
要介護 2	829円
要介護 3	854円
要介護 4	870円
要介護 5	887円

(2) 加算

初期加算	入居日より30日間、1日につき30円 初期加算は長期入居のみ含まれます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬と各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数×18.6% ※R8年6月～22.8%
退居時相談援助加算	一人につき1回を限度400円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日 1日につき 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日 1日につき 4円
医療連携体制加算Ⅰ（イ）	57単位/日 1日につき 57円
医療連携体制加算Ⅰ（ロ）	47単位/日 1日につき 47円
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37単位/日 1日につき 37円
医療連携体制加算（Ⅱ）	5単位/日 1日につき 5円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日 1日につき 22円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日 1日につき 18円

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	1日につき 6円
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	1日につき120円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150単位/月	1月につき150円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ） ※R8年.6月～算定	120単位/月	1月につき120円
栄養管理体制加算	30単位/月	1月につき 30円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	1月につき 40円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	1月につき100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） ※R8. 4月～算定	10単位/月	1月につき 10円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月	1月につき100円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位/月	1月につき200円
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	1月につき 30円
口腔・栄養スクリーニング加算 ※R8. 4月～算定（6ヶ月に1回）	20単位/回	1回につき 20円
退居時情報提供加算	250単位/回	1回につき250円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日 死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日 死亡日の以前2日又は3日 680単位/日 死亡日 1280単位/日	
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100単位/月	1月につき100円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	40単位/月	1月につき 40円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月	1月につき 10円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月	1月につき 5単位

* 上記の加算については全てが対象ではありません。事業所が加算条件を満たした項目が算定となります。（ご利用中に加算内容の変更をすることがあります。）

（３）その他の費用

区 分	適 用	お客様料金
食事提供費	* 特別注文の場合、特別に用意される場合を除く。 * なお通常行事、季節行事はこの範囲のご負担で行います。	日額 1, 450円
光 熱 水 費	* 電気・水道料金・ガス料金などです。	月額 12, 500円 ※日割の場合 450円
暖房費	* 冬期（11月～4月）に適用されます。	月額 5, 000円 ※日割の場合 200円
家 賃	* トイレの有無に関わらず一律料金となります。	日額 1, 000円
	※1日占有する場合の料金で、滞在不在の有無ではありません。 たとえばお客様が病院に入院された場合でも家賃はお支払い頂きます。	
寝 具	* 初回入居時のみ（一時金）	5, 000円
洗 濯 代	* 衣類、バスタオル等の洗濯代 ※特別な製品の洗濯、外部のクリーニングを希望する場合は実費負担とな	1回 150円

	ります。	
金銭管理 保全サービス	* 原則は家族管理。 法人後見の場合は別契約。	月額 3, 000円
外出支援サービス費	片道 15Km 未満 片道 15Km 以上	片道 1, 000円 片道 2, 000円
日用品	歯ブラシ、入浴用品、化粧品、ティッシュペーパー等	実費負担
理容・美容代		実費負担
オムツ代		実費負担

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所の苦情の受付

当事業所が提供したサービスに関するお客様からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員設置しお客様が福祉サービスを快適にご利用できますよう苦情の解決を促進しております。

<苦情受付窓口>

※苦情受付担当者 グループホームはるが丘 所長 金田一 文子 0176-50-2162

※苦情解決責任者 晴ヶ丘老人ホーム 施設長 吉田 幸恵 0176-53-2481

※社会福祉法人楽晴会 苦情解決第三者委員 法人本部 0176-53-3550

<受付時間>

毎週月曜日～金曜日 *9時～18時まで

※受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。

②第三者委員

社会福祉法第82条の規定に基づく第三者委員を設置しています。ご利用に時間関わる苦情等のご相談は、直接第三者委員に申し出ることができます。

地域ネットワーク型オンブズマン組織 「セーフティーネットあおもり」

所在地 青森市三内沢部203-12

電話番号 017-766-3352

(2) 行政機関その他苦情受付機関

六戸町介護高齢課	所在地 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田19-1 電話番号 0176-27-6688 F A X 0176-55-3033
青森県国民健康保険 団体連合会	所在地 青森県青森市新町2丁目4-1 電話番号 017-723-1336 F A X 017-723-1088

12. お支払方法

お支払い方法は、口座自動引落となっております。

引落日は毎月27日となっております。(引落日が、土曜日、日曜日、祝日となる場合は、翌営業日となります)

毎月15日までに前月分の請求書を郵送いたします。領収書発行については、引落が確認できましたら、翌月の請求書と一緒に発行いたします。

13. 緊急時の対応

お客様の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力機関への連絡、搬送等必要な処置を講じ、ご家族(指定された緊急時連絡先)へ状況を連絡いたします。

14. 事故発生時対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、六戸町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償いたします。

15. 非常災害対策

災害対応	危機管理マニュアルに則り、適切に対応いたします。
防災設備	スプリンクラー設備、自動火災報知設備等
防災訓練	1年に2回実施
防火責任者	所長

16. 守秘義務

- ① 当事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又はその家族の情報を漏らしません。また、かつて従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又はその家族の情報を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの情報を保持すべき旨を雇用契約の内容としております。
- ② サービス担当者会議等において、お客様及びその家族の情報をを用いる場合がございますが、これらの情報についても、それ以外の用途には用いないこと、及び決して外部へ漏らさないことを誓約致します。

17. ICT機器等の使用について

当事業所ではお客様の状態に応じた介護を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸数を確認できる見守り機器や状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。これらを以下の目的で使用いたします。

- ①お客様の生活習慣や状態に合わせたケア・見守り
- ②お客様に適したケアプランの検討・サービスの提供及びその効果の検証
- ③お客様の体調変化の気づき
- ④その他、お客様への介護サービス提供全般

なお、お客様への介護サービスの提供にあたり、これらの情報をご家族やケアマネジャー、提携先の医療機関に提供することがあります。

18. 虐待防止に関する事項

当事業所では、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ①お客様及びその家族からの苦情処理体制の整備をしています。
- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施しています。
- ③その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- ④サービス提供中に当該事業所従事者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 身体拘束に関する事項

- ①当事業所の従業者はサービス提供にあたってお客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとします。
- ②施設内に設置の身体的拘束等適正化検討委員会が、お客様自身又は他のお客様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う必要があると判断した場合には、施設の「身体的拘束等適正化指針」に基づき、お客様又は身元引受人等に連絡し、身体拘束等を行う理由・方法・時間・期間等を口頭及び文書により説明し同意を得ます。

20. 認知症ケアに関する事項

- ①当事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施しています。
- ②認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行っています。

21. 業務継続計画の策定に関する事項

- ①当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22. サービスの利用にあたっての禁止事項

当事業所のサービスを利用するにあたり、以下の行為を禁止いたします。

- ①パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ②サービス期間中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う行為や SNS 等に掲載すること。

23. カスタマーハラスメントへの対応

事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行います。

カスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含みます。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- ①職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応します。
 - ②カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を行います。
 - ③カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、

サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがあります。

2 4. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、限度額 50 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

2 4. サービスの変更及び終了

①お客様のご都合でサービスを変更、終了する場合は変更、終了を希望される 30 日前までに申し出てください。

② 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入居した場合。
- ・お客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

③ お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催当施設の職員に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、サービス契約終了の 30 日前に文書で通知し、サービスを終了させて頂く場合があります。

また、お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに 2 週間以内に退院できる見込みが無い場合、あるいは入院後 2 週間経過しても退院できないことが明らかになった場合も、サービスを終了させて頂く場合があります。

年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始に当り、お客様に対して本書面に基づき、重要な事項を説明いたしました。

(事業者) 住 所 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢 59-54
名 称 社会福祉法人 楽晴会 グループホームはるが丘

説明者

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護について重要な事項の説明を受けました。

(お客様) 住 所
氏 名

(連帯保証人) 住 所
氏 名

お客様との続柄